

# 監査法人セントラルに対する検査結果に基づく勧告について

平成 27 年 1 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人セントラル（以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

## 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人においては、各社員が、自ら監査責任者として関与する監査業務に係る報酬及び費用を自ら管理するとともに、監査補助者の選任及び報酬についても自ら決定するなど各社員の経済的な独立性が強い状況において、各社員に対して組織的監査の重要性を認識させておらず、他の社員の行う監査業務に関与しない風土が醸成されている。加えて、総括代表社員をこれまでに就任したことの無い者の中から持ち回りにより選任するなど、形式的に選任していることから、総括代表社員がリーダーシップを発揮できていない。

このようなことから、当監査法人においては、法人運営に係る社員間の相互牽制が働かないなど法人としての一体的な業務運営が行われていない。

2. 総括代表社員は、品質管理のシステムに関する最終責任者であるにもかかわらず、監査法人として一体的に監査の品質を向上させ、組織的監査を実施する態勢を構築しておらず、また、品質管理担当責任者も、品質管理のシステムを整備し、運用しなければならないにもかかわらず、その重要性を認識していない。

このため、当監査法人においては、必要な研修の指定や当該研修を受講させるといった監査実施者のレベルアップのための措置を講じておらず、さらに、監査実施者の評価、選任等については各監査チーム任せとなっており、その適切性についての確認が行われていないほか、定期的な検証担当者に対して重点検証項目や留意点に係る指示が行われていないため、実効性のある検証が行われていないなど、広範に不備が認められる。

このように、当監査法人においては、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は極めて不十分である。

3. 個別監査業務の実施について、当監査法人においては、監査チームのメンバーが固定化されている中、監査リスクに応じた必要な能力、経験を持った監査補助者を選任する態勢となっていない。

また、各社員は、企業を取り巻く環境が変化しているか十分に分析せず、被監査会社が健全な財務状況であることをもって、監査リスクが低いと思い込んでおり、前年どおりの監査手続を実施してさえいれば、大きな監査上の問題は発生しないと考えている。

各社員においては、監査の基準で要求される水準を理解せずに、また、被監査会社の作成した財務諸表を批判的に検討していないなど監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという自覚がないままに監査を実施しており、自らの監査の品質を監査の基準で要求される水準まで向上させようとしておらず、加えて、監査チームとして

の監査の品質を向上させようとする意識が低い。

こうしたことから、社員及び職員は、減損の兆候がある固定資産について被監査会社の主張の合理性を検討せず、また、売掛金の残高確認において重要な差異が生じているにもかかわらず調査を実施しないなど、複数の個別監査業務において監査の品質の水準を確保するために必要な手続を行うことなく監査を完了しており、監査の基準に準拠していない監査手続が広範囲に多数認められる。

4. 監査業務に係る審査については、審査担当者は、監査の品質に関し、監査の基準で要求される水準を理解しておらず、また、重要な項目に係る監査チームの判断に対して、監査チームから提出された定型の審査資料に基づく検討を実施するのみであるほか、一部の審査担当者においては、監査責任者との討議を行っていないなど、実効性のある審査を実施していない。

このため、監査実施上の重要な問題点を発見・抑制できておらず、審査態勢は著しく不十分である。

5. 当監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビューで指摘を繰り返し受けている。しかしながら、各社員は、当監査法人の品質管理に重要な問題があることを認識しておらず、法人としての一体的な業務運営態勢への変更を望まないなど監査の品質の向上を図ろうとしていない。

こうした中、当監査法人は、各社員に対する適切な措置を講じておらず、品質管理レビューの指摘事項について、品質管理担当責任者は、社員に対しては指摘事項の報告、非常勤職員に対しては指摘事項の郵送といった対応しか行っておらず、指摘事項の内容や改善策等の周知徹底を図っていない。また、品質管理担当責任者は、当該指摘事項について、指摘を受けた監査チームの個別の問題と捉え、監査法人全体としての実効性ある改善が図られているかを検証していない。

こうしたことから、当監査法人において、分析の実証手続、財務諸表の開示等の項目で指摘事項と同一の不備が継続して生じているほか、指摘を受けた個別監査業務においても同一の不備が改善されていないなど、改善に向けた取組状況は極めて不十分である。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)